

女川原子力発電所審査資料	
資料番号	O1-DP-019(改0)
提出年月日	令和2年1月16日

女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

令和2年1月16日
東北電力株式会社

1. 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

- 申請案件, 申請概要
- 保安規定の構成
- 廃止措置計画と保安規定申請範囲

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

- 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

b. 第1編(運転段階の発電用原子炉施設編)の詳細説明

- 運転段階の保安規定における変更箇所について

(2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

【参考】放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理について

➤ 申請案件

- (1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更
- (2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更
- (3) 記載の適正化

➤ 申請概要

- (1) 女川1号炉は、平成30年12月21日をもって運転終了し、令和元年7月29日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき、廃止措置計画認可を申請した。
廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、女川原子力発電所原子炉施設保安規定を運転段階と廃止措置段階に分編化し、関連する条文の変更および新規条文の追加を行う。
- (2) 旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」(NISA-111a-08-1)(平成20・04・21 原院第1号)を受け、関連する条文の追加・変更を行う。

➤ 保安規定の構成

保安規定を「第1編(2, 3号炉)」と「第2編(1号炉)」に分編することにより、運転段階と廃止措置段階におけるそれぞれの規定事項を明確化する。

女川原子力発電所原子炉施設保安規定

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置)

- 第1章 総則
- 第2章 品質保証
- 第3章 体制および評価
- 第4章 運転管理
- 第5章 燃料管理
- 第6章 放射性廃棄物管理
- 第7章 放射線管理
- 第8章 保守管理
- 第9章 緊急時の措置
- 第10章 保安教育
- 第11章 記録および報告
- 添付1-1 原子炉がスクラムした場合の
運転操作手順
- 添付1-2 管理区域図
- 添付1-3 保全区域図

第2編 廃止措置段階の原子炉施設編 (1号炉に係る保安措置)

- 第1章 総則
- 第2章 品質保証
- 第3章 保安管理体制
- 第4章 廃止措置管理
- 第5章 燃料管理
- 第6章 放射性廃棄物管理
- 第7章 放射線管理
- 第8章 保守管理
- 第9章 緊急時の措置
- 第10章 保安教育
- 第11章 記録および報告
- 添付2-2 管理区域図(第1編と同じ内容)
- 添付2-3 保全区域図(第1編と同じ内容)

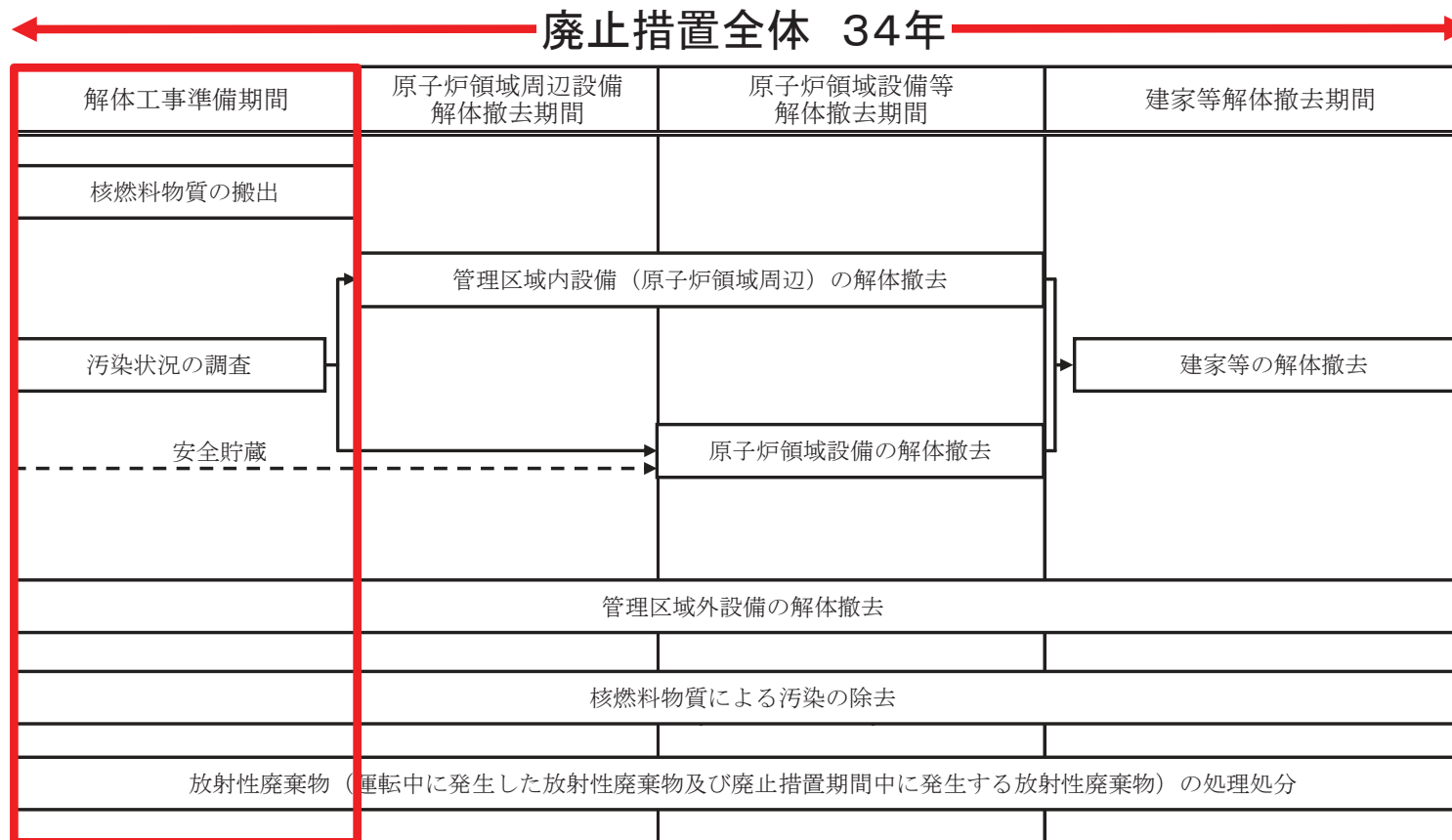
➤ 廃止措置計画と保安規定申請範囲

・廃止措置は、解体工事準備期間で管理区域外設備の解体撤去、核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理処分、安全貯蔵を実施。

その後、原子炉領域周辺設備解体撤去期間で原子炉領域周辺の管理区域内設備の解体撤去を経て、原子炉領域設備等解体撤去期間で原子炉領域設備および原子炉領域周辺の管理区域内設備の解体撤去、建家等解体撤去期間で建家等の解体撤去を行う手順としている。

・今回の保安規定の変更申請は、**解体工事準備期間**について規定する。

(管理区域内設備の解体は行わない。使用済燃料は使用済燃料プールに貯蔵中。)



(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)では、現行の保安規定の条文から、下表の「概要」に示す変更をしている。廃止措置段階の運用において、特徴的な部分を黒太字にて示す。

その他の条文は、現行の保安規定の内容に準じて記載しており、分編化による影響はない。

章番号	項目	概要
第2章	品質保証	・二次文書に「廃止措置管理要領」を追加【第203条】
第3章	保安管理体制	・廃止措置管理課長の追加【第204条】 廃止措置に係る職務を関係課長に追加【第205条】 ① 廃止措置主任者の選任, 職務の追加(原子炉主任技術者, 電気主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者の選任, 職務を削除)【第208, 209条】 ・PSR削除
第4章	廃止措置管理	② 廃止措置管理(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置, 安全貯蔵, 廃止措置工事管理)を追加【第216, 218, 219, 220条】 ③ 火災, 内部溢水, 重大事故等, 大規模損壊発生時の体制の整備を追加(現状の火災発生時, SBO時の体制を踏襲)【第217条, 217条の2】 ④ 運転上の制限に代わり, 施設運用上の基準として「SFP水位・水温」のみ規定【第256条】

(1)女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

章番号	項目	概要
第5章	燃料管理	⑤SFPの新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合の規定を追加【第281条】 ・燃料検査, 取替実施計画, 移動の規定を削除
第6章	放射性廃棄物管理	・放射性廃棄物でない廃棄物の管理, 事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理の変更・追加【第288条の2, 第288条の3】 ・放出管理目標値・基準値の変更(減少(1号寄与分))【第289, 290条】
第7章	放射線管理	・放射線計測器類(エリアモニタ)の数量変更(減少)【第303条】
第8章	保守管理	⑥保全対象範囲の縮小(廃止措置計画で定める維持管理設備)【第308条】 ・PLM, 定事検等, 廃止措置段階には不要な規定を削除
第9章	緊急時の措置	(現行の規定を踏襲)
第10章	保安教育	・運転管理に関する教育を削除し, 廃止措置に関する教育を追加【第319, 320条】
第11章	記録および報告	・運転管理に関する記録を削除し, 廃止措置に関する記録を追加【第321条】
添付	添付2-2, 2-3	(現行の規定を踏襲)
	附則	⑦発電所の保安に関する組織の変更を行う日から施行するよう記載

(1)女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

①廃止措置主任者の選任, 職務の追加(原子炉主任技術者, 電気主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者の選任, 職務を削除)【第208, 209条(第3章 保安管理体制)】(1/2)

現行
(2019年6月3日認可)

廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)

(原子炉主任技術者の選任)

第8条 原子炉主任技術者および代行者を, 原子炉主任技術者免状を有する者であって, 次の業務の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお, 原子炉主任技術者は社長が選任する。

- (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務
- (2) 原子炉の運転に関する業務
- (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務
- (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務

- 2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。
- 3. 原子炉主任技術者は, 第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を専任する。
- 4. 代行者の職位は, 課長以上とする。
- 5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は, 代行者と交代する。ただし, 職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は, 第1項から第3項に基づき, あらためて原子炉主任技術者を選任する。

(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)

第8条の2 電気主任技術者および代行者を, 電気主任技術者免状を有する者の中から, ボイラー・タービン主任技術者および代行者を, ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。なお, 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は社長が選任する。

- 2. 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は, 第9条の2(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定める職務を遂行する。
- 3. 代行者の職位は, 課長以上とする。
- 4. 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は, 代行者と交代する。ただし, 職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は, 第1項および第2項に基づき, あらためて電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者を選任する。

(原子炉主任技術者の職務等)

第9条 原子炉主任技術者は, 原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし, 「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき, 次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の運転に関し, 保安上必要な場合は, 運転に従事する者へ指示する。(所長を含む。以下, 本条において同じ。)
 - (2) 表9-1に定める事項について, 所長の承認に先立ち確認する。
 - (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。
 - (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。
 - (5) 第122条第1項の報告を受けた場合, 原子力部長に報告する。
 - (6) その他, 原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。
2. 原子炉施設の運転に従事する者は, 原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

(中略)

(廃止措置主任者の選任)

第208条 廃止措置主任者を, 保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって, 以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。なお, 廃止措置主任者は社長が選任する。

- (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務
- (2) 原子炉施設の運転に関する業務
- (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務
- (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務
- (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務

- 2. 廃止措置主任者は, 課長以上の者から選任する。
- 3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。
- 4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は, 第1項および第2項に基づき, あらためて廃止措置主任者を選任する。

(廃止措置主任者の職務等)

第209条 廃止措置主任者は, 原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし, 次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し, 保安上必要な場合は, 所長へ意見を具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し, 保安上必要な場合は, 廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 表209-1に定める事項について, 所長の承認に先立ち確認する。
- (4) 表209-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。
- (5) 表209-3に示す記録の内容を確認する。
- (6) 第322条第1項の報告について, 精査し, 必要な指導・助言を行う。
- (7) その他, 原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。

- 2. 所長は, 廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見を尊重する。
- 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は, 廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。

(中略)

(1)女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

- ①廃止措置主任者の選任, 職務の追加(原子炉主任技術者, 電気主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者の選任, 職務を削除)【第208, 209条(第3章 保安管理体制)】(2/2)

現行
(2019年6月3日認可)

廃止措置段階 (第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)

(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力発電工作物)(以下「電気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。
(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者(上位職を含む)に対し指示、指導・助言を行う。
(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者(上位職を含む)に対し指示、指導・助言を行う。
(3) 溶接事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。
(4) 法令に基づき行われる立入検査、審査には、原則として立会う。
(5) 法令に基づき行われる使用前検査、施設定期検査(以下「定期検査」という。)には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会いまたは検査記録の確認を行う。
(6) あらかじめ定めた確認すべき記録について、その内容を確認する。
2. 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

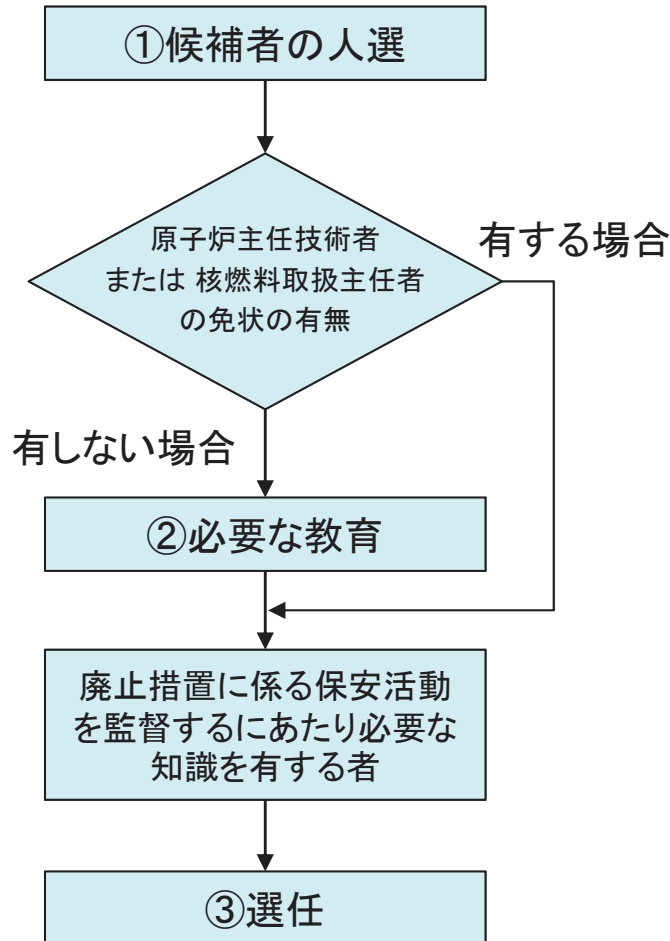
(主任技術者の情報共有)
第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置主任者および代行者の選任については、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者を社長が選任するプロセスを社内規定に定めることとしている。

<選任プロセス>



①	<p>以下のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上で、かつ、課長以上の者から人選する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 b. 原子炉施設の運転に関する業務 c. 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 d. 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 e. 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 												
②	<p>以下の必要な知識項目のうち、発電所又は本店の特別管理職として業務経験がある者は知識を有する者と判断する。また、基準を満たしている項目以外については、教育により補われていることが確認できれば、知識を有する者と判断する。</p> <table border="1" data-bbox="896 925 2128 1300"> <thead> <tr> <th>必要な知識の項目</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①核燃料物質の管理</td> <td>・核燃料物質の特性 ほか</td> </tr> <tr> <td>②放射線測定及び放射線障害防止</td> <td>・放射線の特性 ほか</td> </tr> <tr> <td>③放射性廃棄物の管理</td> <td>・放射性廃棄物の種類, 処理方法 ほか</td> </tr> <tr> <td>④関係法令</td> <td>・廃止措置に係る法令 ほか</td> </tr> <tr> <td>⑤原子炉施設の工事又は保守管理</td> <td>・工事の計画, 工程管理 ほか</td> </tr> </tbody> </table>	必要な知識の項目	具体的な内容	①核燃料物質の管理	・核燃料物質の特性 ほか	②放射線測定及び放射線障害防止	・放射線の特性 ほか	③放射性廃棄物の管理	・放射性廃棄物の種類, 処理方法 ほか	④関係法令	・廃止措置に係る法令 ほか	⑤原子炉施設の工事又は保守管理	・工事の計画, 工程管理 ほか
必要な知識の項目	具体的な内容												
①核燃料物質の管理	・核燃料物質の特性 ほか												
②放射線測定及び放射線障害防止	・放射線の特性 ほか												
③放射性廃棄物の管理	・放射性廃棄物の種類, 処理方法 ほか												
④関係法令	・廃止措置に係る法令 ほか												
⑤原子炉施設の工事又は保守管理	・工事の計画, 工程管理 ほか												
③	<p>社長は廃止措置に係る保安活動を監督するにあたり必要な知識を有していることを確認し、廃止措置主任者を選任する。(代行者については、原子力部長が選任する。)</p>												

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

② 廃止措置管理(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置, 安全貯蔵, 廃止措置工事管理)を追加
【第216, 218, 219, 220条(第4章 廃止措置管理)】(1/2)

現行
(2019年6月3日認可)

(原子炉起動前の確認事項)
第16条 発電課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。
① 原子炉冷却系統施設
② 制御材駆動設備
③ 電源、給排水および排気施設
2. 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、第3節で定める定検停止時に実施する検査の結果を確認する。

廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)
第216条 発電課長は、次の事項を遵守する。
① 原子炉内に燃料を装荷しないこと
② 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと
2. 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に譲り渡す。

表216

種別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

② 廃止措置管理(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置, 安全貯蔵, 廃止措置工事管理)を追加
【第216, 218, 219, 220条(第4章 廃止措置管理)】(2/2)

現行
(2019年6月3日認可)

廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)

(安全貯蔵)

第218条 廃止措置管理課長は、安全貯蔵^{※1}の対象範囲および期間を定める。

※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉容器および原子炉容器の外側のしゃへい壁を含む領域（以下「原子炉領域」という。）の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。

(工事の計画および実施)

第219条 各課長は、廃止措置工事を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。

- (1) 廃止措置工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2. 各課長は、廃止措置工事計画を策定するに当たり、廃止措置工事の内容が、2号炉および3号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

3. 各課長は、廃止措置工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。

- (1) 放射性物質の拡散および漏えい防止対策
- (2) 被ばく低減対策
- (3) 事故防止対策

4. 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。

(工事完了の報告)

第220条 各課長は、第219条に基づく廃止措置工事が完了した場合には、廃止措置管理課長に報告する。

2. 廃止措置管理課長は第219条第4項で記録した廃止措置工事の結果を、環境・燃料部長、廃止措置主任者および所長に報告するとともに、関係する各課長に通知する。

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

③火災, 内部溢水, 重大事故等, 大規模損壊発生時の体制の整備を追加(現状の火災発生時, SBO時の体制を踏襲)【第217条, 217条の2(第4章 廃止措置管理)】(1/2)

現行
(2019年6月3日認可)

(地震・火災等発生時の対応)

第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。
- (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{*2}。
- (2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
- (3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表1.7に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

(4) 発電課長は、第1.3条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。

(5) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、発電所内^{*3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(6) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表1.7

設備	数量
化学消防自動車 ^{*4}	1台 ^{*5}
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上

3. 発電課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合}は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および各課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※2：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

※3：重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する構築物, 系統および機器とする。

※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※5：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)

(地震・火災等発生時の対応)

第2.17条 各課長は、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。
- (2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火および延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。

2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。

- (1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{*2}。
- (2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
- (3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表2.17に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

(4) 防災課長は、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。

(5) 発電課長は、第2.1.3条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。

(6) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表2.17

設備	数量
化学消防自動車 ^{*3}	1台 ^{*4※5}
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上 ^{※5}

3. 発電課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合は}、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、廃止措置主任者および各課長に連絡するとともに、必要^な措置について協議する。

※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※2：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

※3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

(1)女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

③火災, 内部溢水, 重大事故等, 大規模損壊発生時の体制の整備を追加(現状の火災発生時, SBO時の体制を踏襲)【第217条, 217条の2(第4章 廃止措置管理)】(2/2)

現行 (2019年6月3日認可)	廃止措置段階 (第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)
<p>(電源機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下、「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、ポンプ(消防ポンプ自動車に装備されているポンプを含む)、消火ホースおよびその他資機材の配備 <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第217条の2 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合(以下、本編において「重大事故等発生時」という。)または大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、本編において「大規模損壊発生時」という。)で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等(以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：本条における重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

④ 運転上の制限に代わり、施設運用上の基準として「SFP水位・水温」のみ規定 【第256条(第4章 廃止措置管理)】

現行
(2019年6月3日認可)

- (使用済燃料プールの水位・水温)
第56条 使用済燃料プールの水位および水温は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 使用済燃料プールの水位および水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび使用済燃料プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。
3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位または水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表56-2の措置を講じる。

表56-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下

表56-2

条件	要求される措置	完了時間
A. <u>運転上の制限</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 および A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。 および A3. <u>原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。</u> および A4. <u>原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。</u> および A5. <u>非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</u>	速やかに その後毎日1回 速やかに <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u>

廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)

- (使用済燃料プールの水位・水温)
第256条 使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料プールの水位および水温は、表256-1で定める事項を施設運用上の基準とする。
2. 使用済燃料プールの水位および水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび使用済燃料プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。
3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位または水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表256-2の措置を講じる。

表256-1

項目	施設運用上の基準
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1
使用済燃料プールの水温	65℃以下

表256-2

条件	要求される措置	完了時間
A. <u>施設運用上の基準</u> を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 および A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに その後毎日1回 速やかに

※1：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

⑤ SFPの新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合の規定を追加【第281条(第5章 燃料管理)】

<p>現行 (2019年6月3日認可)</p>	<p>廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)</p>
<p>(新燃料の貯蔵) 第81条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) <u>新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール(以下「貯蔵施設」という。)</u>に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 原子炉建屋クレーンまたは燃料交換機を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p>	<p>(新燃料の貯蔵) 第281条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) <u>貯蔵施設</u>に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 原子炉建屋クレーンまたは燃料交換機を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2. 原子燃料課長は、<u>使用済燃料プールに貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u> (1) <u>使用済燃料プールに貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状に組み立てること。</u> (2) <u>専用の作業台で取り扱う新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒のみに限定すること。</u> (3) <u>再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること。</u></p>

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

⑥ 保全対象範囲の縮小(廃止措置計画で定める維持管理設備)【第308条(第8章 保守管理)】

<p>現行 (2019年6月3日認可)</p>	<p>廃止措置段階(第2編 廃止措置段階の原子炉施設編)</p>
<p>(保守管理計画) 第108条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 <u>(2) さらに、第108条の2に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</u> (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、<u>各号炉毎に</u>保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <u>重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</u> (2) <u>重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</u> (3) <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に規定される設備</u> (4) <u>炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> (5) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSAから得られるリスク情報</u>を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSAから得られるリスク情報</u>を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保守管理計画) 第308条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <u>廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備</u> (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、<u>廃止措置期間中ににおける安全機能要求</u>を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(中略)</p>

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

a. 第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の詳細説明

➤ 廃止措置段階の保安規定における特徴的な運用について

⑦ 発電所の保安に関する組織の変更を行う日から施行するよう記載【附則】

現行 (2019年6月3日認可)	変更後
<p>附 則 (平成26年6月24日 原規規発第1406241号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条および第5条については、第4条 図4の組織への改正を行う日から、また添付2の管理区域図のうち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所(固体廃棄物貯蔵所増設工事)に係る使用前検査合格証の受領日から、それぞれ施行する。</p> <p>2. 第62条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>附 則 (平成26年6月24日 原規規発第1406241号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条および第5条については、第4条 図4の組織への改正を行う日から、また添付2の管理区域図のうち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所(固体廃棄物貯蔵所増設工事)に係る使用前検査合格証の受領日から、それぞれ施行する。</p> <p>2. 第62条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>(中略)</p>
<p>附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802067号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802067号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>
<p>附 則 (令和元年6月3日 原規規発第19060310号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和元年6月3日 原規規発第19060310号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>ただし、女川1号炉廃止措置に伴う変更については、第4条 図4 発電所の保安に関する組織および、第204条 図204 発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</u></p>

(1)女川1号炉廃止措置に伴う変更

b. 第1編(運転段階の発電用原子炉施設編)の詳細説明

➤ 運転段階の保安規定における変更箇所について

第1編(運転段階の発電用原子炉施設編)では、現行の保安規定の条文から、下表の「概要」に示す変更をしている。分編化に伴う記載の適正化以外の変更箇所を黒太字にて示す。

その他の条文は、現行の保安規定の内容に準じて記載しており、分編化による影響はない。

章番号	項目	概要
第2章	品質保証	・2号炉および3号炉に係る記載のみに変更
第3章	体制および評価	① 廃止措置管理課長の追加(2号炉および3号炉の緊急時の措置のため) 【第5条】
第4章	運転管理	・2号炉および3号炉に係る記載のみに変更
第5章	燃料管理	・2号炉および3号炉に係る記載のみに変更
第6章	放射性廃棄物管理	・放出管理目標値・基準値の変更(減少(1号寄与分))【第89, 90条】
第7章	放射線管理	・放射線計測器類(エリアモニタ)の数量変更【第103条】

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

b. 第1編(運転段階の発電用原子炉施設編)の詳細説明

章番号	項目	概要
第8章	保守管理	・1号炉に係るPLMおよび長期保守管理方針の削除 ・2号炉および3号炉に係る記載のみに変更
第9章	緊急時の措置	(現行の規定を踏襲)
第10章	保安教育	(現行の規定を踏襲)
第11章	記録および報告	(現行の規定を踏襲)
添付	添付1-1	・2号炉および3号炉に係る記載のみに変更
	添付1-2, 1-3	(現行の規定を踏襲)
	附則	・発電所の保安に関する組織の変更を行う日から施行するよう記載

(1)女川1号炉廃止措置に伴う変更

b. 第1編(運転段階の発電用原子炉施設編)の詳細説明

➤ 運転段階の保安規定における変更箇所について

①廃止措置管理課長の追加(2号炉および3号炉の緊急時の措置のため)

【第5条(第3章 体制および評価)】

現行 (2019年6月3日認可)	第1編 運転段階の発電用原子炉施設編
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(29) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。 (30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(29) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、<u>廃止措置管理課長は第2編第205条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</u> (30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>

(2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

➤ 保安規定の変更点

放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加【第88条の2(第6章 放射性廃棄物管理)】
(第288条の2も同じ内容(女川1号炉廃止措置に伴う変更))

現行
(2019年6月3日認可)

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第88条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

2. 放射線管理課長は、第93条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。

(1) 第94条第1項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

(2) 第94条第1項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

(3) 第94条第1項(1)の区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

(4) 第94条第1項(2)の区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、第93条第1項で定める区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

➤ 保安規定の変更点

事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理の変更

【第88条の3(第6章 放射性廃棄物管理)】

(第288条の3も同じ内容(女川1号炉廃止措置に伴う変更))

現行
(2019年6月3日認可)

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)
第88条の2 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。
2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理)
第88条の3 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。
2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物の影響の評価を放射線管理課長に依頼する。
3. 放射線管理課長は、第2項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼した課長に通知する。
4. 各課長は、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※1}を超えると評価される場合は、以下に定める事項を実施する。
(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。
(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。
5. 各課長は、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※1}以下と評価される場合は、以下に定める事項を実施する。
(1) 管理区域内の設備・機器等は、第88条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。
(2) 管理区域外の設備・機器等は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。

※1: 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1(平成24・03・26原院第10号)経済産業省原子力安全・保安院)に定める判断基準

(2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

➤ 保安規定の変更点 認可を受けた日から10日以内に施行するよう記載【附則】

<p>現行 (2019年6月3日認可)</p>	<p>変更後</p>
<p>附 則 (平成 2 6 年 6 月 2 4 日 原規規発第1406241号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第 4 条および第 5 条については、第 4 条 図 4 の組織への改正を行う日から、また添付 2 の管理区域図のうち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所 (固体廃棄物貯蔵所増設工事) に係る使用前検査合格証の受領日から、それぞれ施行する。 2. 第 6 2 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>附 則 (平成 2 6 年 6 月 2 4 日 原規規発第1406241号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第 4 条および第 5 条については、第 4 条 図 4 の組織への改正を行う日から、また添付 2 の管理区域図のうち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所 (固体廃棄物貯蔵所増設工事) に係る使用前検査合格証の受領日から、それぞれ施行する。 2. 第 6 2 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>(中略)</p>
<p>附 則 (平成 3 0 年 2 月 6 日 原規規発第1802067号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第 4 条 図 4 の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成 3 0 年 2 月 6 日 原規規発第1802067号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第 4 条 図 4 の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成 3 1 年 2 月 1 5 日 原規規発第1902153号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</p>	<p>附 則 (平成 3 1 年 2 月 1 5 日 原規規発第1902153号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</p>
<p>附 則 (令和元年 6 月 3 日 原規規発第19060310号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第 4 条 図 4 の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和元年 6 月 3 日 原規規発第19060310号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第 4 条 図 4 の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。 ただし、女川 1 号炉廃止措置に伴う変更については、第 4 条 図 4 発電所の保安に関する組織および、第 2 0 4 条 図 2 0 4 発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>

➤ NR制度導入の必要性

- ・女川原子力発電所では、安全維持点検等定常的に発生する放射性廃棄物の発生量の更なる低減を図るため、NR制度を導入する。
また、女川原子力発電所1号炉においては、廃止措置に伴い発生する工事解体物や付随して発生する廃棄物についても適用可能。
- ・放射性廃棄物にする必要のない廃棄物を有効利用することにより循環型社会へ貢献する。

➤ NR適用時のフロー

業務フロー	実施内容
<p>NRの申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、NR判断に必要な記録等を収集し、放射線管理課長に申請※¹。 申請条件は、NR対象物が設置・使用された場所の管理区域区分により整理。
<p>NR対象物の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、申請したNR対象物が他の放射性物質に汚染されたものおよび汚染のおそれのあるものと混在しない措置(養生、区画および表示等)を実施。
<p>NRの判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長は申請内容を確認し、「適切な汚染防止対策」、「適切に管理された使用履歴、設置状況」、「汚染部位の特定・分離」等を記録等により確認し、NRを判断。
<p>NR判断物の保管</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、NR判断物が他の放射性物質に汚染されたものおよび汚染のおそれのあるものと混在しない措置(養生、区画および表示等)を実施。
<p>念のための放射線測定評価※²</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長は、汚染の蓋然性を考慮して測定試料を採取。 放射線管理課長は、NR判断した物の材質、性状を考慮し、測定器を選択。 理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認し、作業担当課長に通知。
<p>搬出・処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、管理区域外へ搬出。 NR判断物を廃棄または、資源として有効利用。

※¹:放射線管理課長は、NRに係る業務に従事する者(協力会社を含む)に対し、当該業務に従事するまでにNRの取扱いに関する教育を実施し、その都度、記録を作成・保管する。

※²:汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等、使用された物品を除く。

- 女川原子力発電所における事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理導入の必要性
 - ・東京電力株式会社 福島第一原子力発電所事故由来による放射性物質の降下物(以下、「フォールアウト」という。)の影響が、国内の広範囲で確認されたため、女川および東通原子力発電所においても影響調査を実施。
 - ・女川原子力発電所各建屋の給気エリア(管理区域外)がフォールアウトの影響を受けていることを確認(東通原子力発電所は影響なし)。
 - ・今後、女川原子力発電所におけるNR制度の導入にあたり、フォールアウトに係るガイドライン※に基づいた管理区域内の分布調査を実施。

※「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」
(NISA-197c-12-1(平成24・03・26 原院第10号))

➤ NRに係るフォールアウト影響確認フロー

